

メディア芸術祭ウェブサイト（仮称）制作業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注するメディア芸術祭ウェブサイト（仮称）制作業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものとする。

1 委託業務の目的

県では、若者の文化芸術活動への参加を促進するとともに、若手アーティストを育成・支援することを目指し、特に若い世代の関心が高いメディア芸術分野の振興を図ることとしている。

本業務では、メディア芸術振興の一環として、作品の発表及び鑑賞の場を創出することを目的に、令和9（2027）年度から新たに「とちぎメディア芸術祭（仮称）」の開催を予定しており、以下(1)～(4)の目的を達成するためのウェブサイトを制作する。

- (1) 作品（マンガ・イラスト、動画、メディアアートの3部門を想定）の募集や関連イベント（作品展、講演会、ワークショップ、助成金情報等を想定）に係る情報発信
- (2) 県民等からの作品の応募
- (3) 応募作品の掲載
- (4) とちぎメディア芸術祭（仮称）の情報発信

2 業務範囲

「メディア芸術祭ウェブサイト（仮称）」（以下「新サイト」とする。）制作及びそれに付随する以下の業務を行うものである。

- (1) 新サイトの構築、運用
- (2) CMS の構築
- (3) SEO の施行
- (4) 操作マニュアルの作成等
- (5) その他本業務を実施するために必要な事項

3 事業費

5,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）の範囲内

4 委託期間及び新サイトの公開時期

- (1) 業務委託契約期間
契約締結日から令和9（2027）年3月29日（月）まで
- (2) 新サイトの公開時期
令和9（2027）年3月15日（月）（予定）

5 システム要件

- (1) 構築に関する基本要件
ア 開発要件

受託者において開発環境を用意すること。

なお、開発に係る内容の詳細については甲及び乙による協議の上決定する。

イ ドメイン

新サイトは、pref.tochigi.lg.jp をトップレベルドメインとするサブドメインにて公開すること。サブドメインに使われる文字列は甲と乙の調整の上決定するものとする。

ウ システム基本要件

OS は Microsoft Windows 等の一般的に利用されているものとする。

エ クライアント環境

インターネットを経由してブラウザのみで利用可能とし、専用ソフトウェアのインストールが不要なシステムとすること。また、甲所有の PC を使って職員が作成・更新・管理業務が行えること。

【甲所有の PC に関する概要】

項目	仕様
OS	Windows 11 Pro
CPU	インテル® Core™ i5-1135G7 プロセッサー
メモリ	8GB
ストレージ	265GB SSD
ブラウザ	Microsoft Edge
その他	14.0 型 WUXGA マルチタッチ対応液晶ディスプレイ

オ CMS サーバへの接続

甲所有の PC から CMS サーバへの接続の際は、ID、パスワード認証にてログインを行うこと。ID の発行数は 2 アカウント程度とする。ID の発行数及び各 ID の権限の設定については、業務開始後に甲及び乙による協議の上決定する。

カ ライセンス費用

ユーザー数やページ数の増加による、追加のライセンス費用が発生しないこと。

キ 対応プラットフォーム要件

利用者の閲覧ブラウザは Microsoft Edge 及び Google Chrome、Firefox、Safari 等の最新版、OS（バージョン）は Windows（11 以上）、Mac OSX（最新バージョン）、Android（12 以上）、iOS（16 以上）に対応し、パソコン、スマートフォン、タブレット等も含む媒体で正常に表示されること。

また、委託期間中のプラットフォームのアップデートに対応すること。

ク 新サイト要件

新サイトを制作する際は、以下の点について配慮すること。

- (ア) 新サイトは、PC、スマートフォン及びタブレットで閲覧されることを前提に、完全レスポンシブウェブデザインで設計すること。
- (イ) 新サイトは、HTML、CSS、JavaScript、PHP など、5 (1) キの要件全てを満たす技術を用いて制作すること。
- (ウ) 個人情報保護に関する法律に準拠した仕様とすること。

(エ) 新サイトにおける分析項目は、甲と乙の協議の上決定し、少なくとも、新サイトの閲覧回数、新サイト掲載動画視聴回数を分析できるよう、Google Analytics や Google Tag Manager を用い、設定すること。また、納品時には、タグマネジメントの設定及び Google Search Console、効果計測並びに広告配信のタグが正常に動くことを確認した上で納品すること。

(オ) 新サイトの公開前に、脆弱性の監査を受けること。

(2) システム動作環境要件

ア サイトの稼働に関する要件

(ア) 24 時間 365 日の稼働を行うこと。ただし、何らかの原因によりサービスが停止する場合には、復旧又は代替手段を用意し、サービスの利用に支障がないようにすること。

(イ) セキュリティパッチの適用等、一時的にサービスが停止する恐れがある場合には、アクセスの少ない時間帯に実施するほか代替システムを用意するなど、可能な限りサービスの停止を防ぐ対策を施すこと。

イ SSL 通信に対応する要件

(ア) ソフトウェアに関する要件

ソフトウェアの環境は、性能や構成、保守内容や体制等を具体的に示した乙の提案に基づき甲と協議の上決定する。

なお、稼働に必要な全てのソフトウェアのインストールと初期設定を行うこと。

(イ) ネットワークに関する要件

インターネット経由での利用を想定したシステムにすること。

(ウ) セキュリティ対策に関する要件

外部からのアタック等の不正アクセス、内部からの不正操作に関する十分なセキュリティ対策を施し、そのセキュリティ効果が劣化しないよう保守業務を行うこと。また、ログイン・ログアウトの履歴は操作ログ情報として保管し、不正に消去・改ざんされない仕組みを有すること。

(3) サーバの基本要件

ア サイト運営に必要なサーバ（容量その他サイト運営に必要なスペックを考慮したものとする。）は受託者において確保し、必要な初期設定を行うこと。

イ 確保したサーバについて、部外者からサイトを改ざんされないよう情報セキュリティ上必要な措置を講じること。

また、突然の停電や電力トラブル時に不具合を発生させないようなサーバとすること。

ウ コンピュータウイルス対策を講じていること。

エ アクセスログの記録及び解析ができること。

オ SSLサーバ証明書を利用できること。

カ システムの運用時間は、24時間365日（うるう年は366日）を前提とすること。

キ バックアップ（コンテンツ・データベースのバックアップも含む）は、サーバごとに月2回程度（2週間に1回以上）自動的に実行することとし、障害発生時には最新のバックアップのデータに復元できること。

ク 独自の脆弱性検査を契約期間中1回以上実施し、サイトの安全性を確認すること。

ケ サーバの契約・利用に係る初期経費及び当該年度のサーバの利用料は、委託料に含まれるものとする。

コ SSLサーバ証明書の費用は委託料に含まれるものとする。

サ レンタルサーバの解約時には、レンタルサーバ上のデータを消去すること。

シ その他、サーバの選定にあたっては別記1「公開ウェブサーバの調達・運用管理等に係る基本的事項」に記載の内容を網羅すること。

(4) サービス提供に関する要件

ア 障害管理

(ア) 障害への対応については、甲と調整を行い、システムをはじめとする各種ソフトウェアの復旧対応及びデータの復旧作業を行うこと。

(イ) 障害事後対策として、収集した障害情報をもとに原因を分析し、同様の障害が発生しないように是正措置・予防措置を講じること。

(ウ) 甲からの障害連絡を受けられるように連絡体制を整備すること。なお、連絡窓口は一つとすること。

イ 運用支援

導入後の操作方法やシステム運用等に関する技術的問合せに対応すること。

6 CMS 要件

導入する CMS は WordPress を基本とする。なお、最新の情報を迅速に提供するため、甲と協議の上、サイト運営の専門的な知識がない人でも情報更新を行うことができるようにすること。

また、CMS ソフトウェアに必要なセキュリティパッチを適用し、脆弱性が発見された場合は、速やかに対応すること。ウイルス対策ソフトウェアは常に最新の定義ファイルに更新すること。

(1) 機能要件

5 (1) カに記載した環境において、支障なく利用できるようにすること。

また、導入するプラグインについては乙の提案に基づき甲と協議の上決定する。

(2) CMS 操作等のサポート

新サイト公開後から契約期間満了まで、甲からの CMS の操作・機能に関する問合せに対応すること。

7 SEO 施工の実施について

(1) 新サイトにおいては、メディア芸術祭（仮称）の情報発信やメディア芸術の振興の効果を最大化しうる SEO（検索エンジン最適化）を施行するものとする。

(2) (1)の施行に当たり、県民の興味・関心から類推される検索キーワードや検索回数を参考に抽出し、各ページのタイトル、H1、パンくず等に、それぞれのページに適切な SEO 施工を実施するものとする。

(3) (2)の施行に当たり、Google Search Consoleなどを活用し、Googleにおけるインデックス状況、クローリング状況を定期的にモニタリングするものとし、インデックス、クローリングに問題がある場合には速やかに修正するものとする。

(4) Google Search Console に対してウェブサイトの情報を適切に登録する Sitemap.xml の製

作も上記(1)～(3)に含むものとする。

8 設計要件

(1) 新サイト設計

サイト設計案の作成にあたっては、次の事項に配慮して作成すること。

ア 別紙「サイトマップ(案)」のとおりカテゴリー分類、作成ページ及び当該ページ間の連携を行うこと。

イ カテゴリーについては、管理者が容易に追加できること。

ウ 別紙記載の事項以外にも、他自治体サイト等から、作成した方が良いページがあれば提案すること。

エ 主要な情報又は複数のカテゴリーに関するコンテンツページについては、トップページ、メニューページ、お知らせページ等から複数の導線でアクセスできるように設計すること。

(2) 新サイト機能詳細

ア 新サイトの制作にあたっては、閲覧者が分かりやすく快適に情報を入手できるよう、整理されたレイアウトとすること。

また、甲が提供するもののほか、独自のイラストや写真を使用し、ビジュアルで分かりやすいものとする。

イ 各コンテンツを表示するフォーマットは、統一性を持たせるとともに、サイドバーやサイト内検索、SNS（主にYouTube等）との連携の機能を設けるなどの工夫をし、閲覧者がコンテンツを探しやすい、たどり着きやすい構造とすること。

ウ 新サイトの全体設計、ページデザインやレイアウトの作成、サイトマップやワイヤーフレームの作成、原稿のリライティング、コーディング作業等を実施すること。

エ 記載は、難しい言葉を言い換える等、閲覧者に配慮した分かりやすい、やさしい日本語を基本とすること。

オ その他、サイトの設計にあたっては、甲乙で調整の上決定する。

9 操作マニュアルの作成等

一連の操作方法を解説する操作マニュアルの作成等を実施すること。

(1) マニュアルの作成

CMS 操作等を解説する操作マニュアルを作成すること。また、作成にあたってはイラストや画面のハードコピーを用いて、分かりやすく解説すること。

(2) その他のサポート等

契約期間中の運用や操作等のサポートを行うこと。

10 運用開始後の対応

(1) 障害対応

ア 障害に関する受付窓口を設けること。連絡方法、受付時間及び対応時間は、原則次のとおりとする。

ただし、システム停止等の緊急性を伴う障害については、24時間365日受付及び対応を行うこととし、緊急連絡先を確保すること。

連絡方法	受付時間	対応時間
電子メール	24時間365日	9：00～17：00
電話	9：00～17：00	

- イ 障害等が発生した旨の連絡を受けてから迅速に電話等で障害状況を確認し、速やかに復旧措置を行うこと。
- ウ 障害等の原因、影響範囲、対応方針、復旧見込み等は逐次速やかに甲の担当者へ連絡すること。また、利用者向けに適切な障害情報の発信が可能な仕組みを設けること。
- エ 障害の発生状況、対応内容等の履歴を記録・管理すること。
- オ システム稼働後1年間のシステム瑕疵については、技術的問題点の調査及び必要なプログラム修正等は無償で行い、関連するドキュメント類の修正も行うこと。

(2) 引継ぎ等

本契約の完了又は解除により業務が終了する場合、終了日までに次の作業を行うこと。

ア データの引継ぎ

受託業者は次のデータを無償で提供すること。

- ・HTML ファイル、CSS ファイル、イメージファイル等コンテンツを構成するファイル
- ・その他、DB に格納されているデータ。なお、出力形式は CSV を原則とする

イ データ移行の支援

受託業者はコンテンツを構成するファイルのディレクトリ構造及び DB から CSV として出力したデータの各カラムについて、説明書を作成すること。

11 セキュリティ対策要件

全般的なセキュリティ対策については、「栃木県情報セキュリティ基本方針」、「栃木県情報セキュリティ対策基準」及び総務省が公表する「スマートシティセキュリティガイドライン（第 3.0 版）」を遵守し、成果品に潜在的なセキュリティの脆弱性を生じることがないように、必要な対策を実施すること。なお、「栃木県情報セキュリティ対策基準」は非公表としているが、その内容は総務省が公表する「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に準拠している。

12 スケジュール

サイトの構築に当たっては、以下スケジュールを目安に取り組むものとする。

スケジュール	内容
契約～令和 8 (2026) 年 9 月	要件定義・設計
令和 8 (2026) 年 9 月～令和 9 (2027) 年 1 月	新サイト制作
令和 9 (2027) 年 1 月	接続テスト、保守・運用開始
令和 9 (2027) 年 2 月	総合テスト
令和 9 (2027) 年 3 月	実装 ※ 3 月中の実装を必須とする。

13 成果品の提出等

(1) 成果品

下表に示す成果物を提出時期までに納入すること。内容欄に記載がない限り、電子データでの提出とする。

なお、提出時期の具体的な期日は、甲と協議の上で決定する。

No.	成果物	内容	提出時期
1	作業工程表	新サイト制作業務の工程表（様式任意） ※作業内容及びスケジュールに変更があった場合は遅滞なく修正版を提出すること。	契約締結後 速やかに
2	プロジェクト計画書	プロジェクトの目的、成果、実施体制、プロジェクト管理方法、実施スケジュール等を示した資料	契約締結後 速やかに
3	要件定義書	甲の要求事項の実現内容をまとめた資料	要件定義段階
4	運用フロー定義書	CMS 導入後のページ作成等の運用フローをまとめた資料	設計段階 及び運用開始後 速やかに
5	システム設計書	概要設計、基本設計、詳細設計等の各種システム構築に際して行う設計をまとめた資料	設計段階
6	新サイト構造設計書	甲の要求事項に基づき、サイト構造を設計した資料	設計段階
7	システム一式	ソフトウェア一式	納入時
8	ソフトウェアライセンス証書一式	本業務で納入するソフトウェア（ミドルウェアを含む。）のライセンス証書一式	納入時
9	運用体制表	運用・監視の体制、緊急連絡先等の情報や連絡フローが記載された運用体制表	運用開始前
10	Google Analytics アクセス権限等一式	Google Analytics による閲覧者等のデータを可視化するためのアクセス権限一式	運用開始前
11	公開日時点のコンテンツデータ	新サイト公開日時点でのコンテンツデータ ※当該データを活用して、甲が新たな画像を作成できるよう、権利関係を整理すること。	運用開始日から 1 週間以内
12	業務完了報告書	本仕様書に示されている全ての要件が実現されていることを確認した上で、業務の完了を報告する資料	検収段階
13	新サイト構造設計書 (確定版)	甲の要求事項に基づき、サイト構造を設計した資料	検収段階

14	公開開始日から契約期間満了までに追加したコンテンツデータ	新サイトの公開日から契約期間満了までに追加したコンテンツデータ ※当該データを活用して、甲が新たな画像を作成できるよう、権利関係を整理し、加工可能な形式とすること。	契約期間満了日
15	システム操作マニュアルデータ	新サイトの操作マニュアルを記録した CD-R 又は DVD-R、USB メモリ（正本各 1 部）、及び紙媒体 2 部	運用開始前の、甲が別途指定する日まで

※その他、本業務実施に当たり、作成した資料については、原則、納入するものとする。

(2) 納入場所及び検査

ア 納入場所は、栃木県生活文化スポーツ部文化振興課とする。

イ 乙は、本業務完了後、甲に提出した業務完了報告書により、甲の検査を受けるものとする。

ウ 甲は、必要がある場合には、乙に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができるものとする。

14 委託費の支払い等

委託費の支払いは、委託業務完了後の精算払いとする。

15 その他

(1) 乙は、契約締結後速やかに、制作スケジュール及び打合せスケジュールを提出すること。

打合せスケジュールについては、制作の進捗状況等に応じ、変更することも可能とするが、計画上設定した打合せの回数が減らないようにすること。また、打合せは月 1 回程度実施することとし、原則、参加者のスケジュール調整や議事録の作成等についても乙が実施すること。

(2) 乙は、本業務の実施に当たり、個人情報の保護に関する法律その他関係法令・条例等を遵守すること。

(3) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、原則、甲に帰属する。

(4) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。

(5) 第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

(6) 新サイト構築の進捗状況の報告等、甲の求めに応じ、速やかに報告を実施すること。

(7) 本業務で作成する新サイトについて、将来のアップデート又はリニューアルを見据え、データの移行等がスムーズに行われるよう、設計等の段階において配慮すること。

(8) 乙は、この契約による業務を第三者に譲渡又は再委託してはならないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、あらかじめ甲の承認を受けた上で、他者に委託することができるものとする。

(9) 乙は、本業務の実施に当たり、別記 2 「デジタルプロモーション等実施時における留意事

項」の該当する項目を実施すること。

(10) 乙は、本業務の実施に当たり、別記3「情報セキュリティ特記事項」を遵守すること。

(11) 本仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。

(12) 上記に関わらず、本仕様書に明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。